

春日部市では

# 消防団員を募集

しています。

消防団員は、それぞれの職業につきながら、地域の安全と安心を守るために昼夜を問わず活動しています。

『自分たちのまちは、自分たちで守る』という精神に基づき、自分たちの手で地域や家族、そして仲間を守るために団結して地域防災にあたる、それが消防団です。

地域を愛し、防災意欲にあふれている方々、男女を問わず、消防団への入団をお待ちしています。

問い合わせ／消防本部総務課 消防団担当  
電話 738-3111 (内線 4519)

## 【消防団とは】

消防団は、消防組織法に基づき、各市町村に設置されている消防機関です。消防団員はそれぞれ自分の仕事を持ちながら、地域における消防防災のリーダーとして活動し、住民の安全を守っています。近年は女性の消防団への参加も増加しております。特に一人暮らしの高齢者への防火訪問、応急手当の普及指導などにおいて女性団員が活躍しています。

## 【入団資格】

○春日部市内に居住又は勤務する方

○年齢満18歳以上の方

※男性・女性は問いません

## 【主な待遇】

○身分

非常勤特別職の地方公務員になります。

○報酬

年額報酬と災害活動等の出場に伴う手当が支給されます。

○公務災害補償

消防団活動中に負傷した場合、公務災害補償が受けられます。

○退職報償金

5年以上勤続した消防団員には、退職時に退職報償金が支給されます。

○被服の貸与

消防団活動に必要な被服が貸与されます。

## 【消防団の活動について】

○災害時（火災・水害・自然災害等）に消火や救助、避難誘導などの活動を行います。

○平常時は、消火訓練や、防火の啓発活動、イベントなどの警備警戒活動、また、応急手当の普及指導などを行います。

○消防特別点検

毎年11月、消防活動の万全を期すために、全消防団員の服装等の検査や、車両等の機械器具の点検を行います。

○消防団出初め式

新春の恒例行事として、消防団員の士気高揚を目的に、部隊訓練、ポンプ車操法や、一斉放水訓練などを実施します。

○教育訓練

火災防ぎょ、規律訓練やポンプ車の操作訓練などの講習会や研修等があります。

